

No.	区分				意見・見直し
1	第1	2		ほか	・西暦併記について、統一した表記とする(その他本文複数有)。
2	第1	2			・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。)」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。)」に改める。
3	第1	4			・2段落目の「少子高齢化の進展」を「少子高齢化の進行」に改める。
4	第1	4			・7段落目の「保険料」の後に「(税)」を加える。
5	第1	5			・4段落目の「全体での目標達成に向けて関係者が連帯意識と責任を持って施策に取り組みます。」の前に「県の指導・助言も行いながら」を加える。
6	第2	1	(2)	ほか	・3段落目の「%」を全角に統一する(その他本文複数有)。 ・全国と比較する際の表現が揃っていないため統一する(その他本文複数有)。
7	第2	1	(2)		表「市町村国保の世帯主の職業別世帯数の構成割合(平成27年度)」中に「自営業主」を加える。 表「市町村国保の平均所得(平成27年度)」の下に「所得とは、「総所得金額及び山林所得金額」(地方税法314条の2第1項)に「雑損失の繰越控除額」(地方税法第313条第9項)と「分離譲渡所得金額」(地方税法附則第34条第4項または同法附則第35条第5項及び同法附則第35条の2第6項など)を加えた所得総額(基礎控除前)に相当するものである。(以下同じ。)」を加える。
8	第2	2	(1)		・「我が国の高齢化の推移と将来推計」のグラフを鮮明なものに置き換える。
9	第2	2	(2)		・太枠囲(調整中)中、「今後、高齢者に係る医療費」を「今後、医療の高度化と相まって、高齢者に係る医療費」に改める。
10	第2	2	(3)	イ ほか	・「1.16倍で56,688円多くなっており…1.36倍で108,220円多くなっています。」など金額の比較について、「多く」を「高く」に修正する(その他本文複数有)。
11	第2	2	(3)	ウ (ア)	・「市町村国保に関する100人当たり受診率の推移(平成26年度)」の表題中「の推移」を削る。
12	第2	2	(3)	エ	・見出し及び本文中「二次医療圏」を「二次保健医療圏」に改める。 ・本文中「圏域」を「二次保健医療圏」に改める。 ・グラフ表題中「二次医療圏域」を「二次保健医療圏」に改める。 ・「市町村国保に関する人口10万人当たり病床数と1人当たり医療費の関係(平成26年度)」の表題を「市町村国保に関する人口10万人当たり病床数と二次保健医療圏別1人当たり医療費の関係(平成26年度)」に、グラフ中の表中「区分」を「二次保健医療圏別」に改める。
13	第2	2	(4)		・「ア 標準算定システムに基づく見通し(3年間推計)」の見出し及び本文と太枠囲(調整中)を削除する。(標準算定システム(正式には「国保事業費納付金等算定標準システム」)では実績に基づく翌年度推計しかできないため) ・「イ 人口推計に基づく見通し(6年間推計)」の見出しを削る。 ・見出しの次に「人口推計に基づく県内市町の国保医療費の見通し(6年間推計)は、一人当たり医療費がこのまま伸び続けると見込んだとしても、市町村国保加入者見込数が大幅に減少するため、平成32(2020)年度をピークに減少が続く見込みです。」を加える。 ・「県内市町の国保医療費の見通し」のグラフの下を表を削り、タイトルを「人口推計に基づく県内市町の国保医療費の見通し」に改める。 (【人口推計に基づく見通し】の表と全く同じデータであり、重複記載は省略する。)
14	第2	3	(1)		・「市町国保特別会計における財政調整基金及び法定外一般会計繰入金状況(年度別、市町別)」の表の下に「※平成27年度から、法定外一般会計繰入の分類見直しを実施」を加える。

No.	区分				意見・見直し
15	第2	3	(2)	イ	<ul style="list-style-type: none"> ・3段落目の「市町に交付金を交付します。」を「市町に国保保険給付費等交付金(以下「保険給付費等交付金」という。)を交付します。」に改める。 ・4段落目を次のように改める。 「事業費納付金の算定では、市町ごとに保険給付に関係なく、市町ごとの所得水準と被保険者数・世帯数に、医療費水準を加味して按分されます。」 ・5段落目を次のように改める。 「したがって、県全体では受益(保険給付費等)と負担(保険料収納必要総額に公費を加えたもの)の収支は均衡しますが、市町ごとでは両者の収支は均衡しません。」 ・6段落目を次のように改める。 「事業費納付金と保険料(税)は基本的に表裏一体の関係にあり、県が示す事業費納付金の市町への割り当てによって保険料率が決まりますが、県が事業費納付金の按分に当たって市町ごとの医療費水準を反映しないことに加えて、市町向け公費等を県全体で調整することにより、収納率を反映する前の保険料水準が統一され、被保険者にとって公平な保険料負担で運営される医療保険制度とすることが可能となります。」
16	第2	3	(2)	ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・1段落目の「交付金」を「保険給付費等交付金」に改める。 ・3段落目の「拡充や納付金制度の導入により」を「拡充などにより」に改める。 ・「市町国保特別会計のイメージ」の図中、歳入の「3 繰入金」に「3 直営施設勘定繰入金」と記載があるが、対応する歳出が無いため「4 財政安定化基金繰入金」を繰り上げる。
17	第2	3	(2)	エ	<ul style="list-style-type: none"> ・「交付金」を「保険給付費等交付金」に改める。
18	第2	3	(2)		<ul style="list-style-type: none"> ・オの見出しとして「オ 県国保特別会計の規模(推計)【調整中】」を加える。 「平成30年(2018)年度から、県にも新たに国保特別会計を設置することになりますが、平成28年(2016)年度市町国保会計決算見込(現行制度)に基づき、その財政規模を推計すると、約2,600億円となります。」 ・表「県国保特別会計の財源規模(イメージ)」を加える。
19	第2	4	(1)		<ul style="list-style-type: none"> ・国が赤字の範囲を決定したため、太枠囲(調整中)を削除する。 ・「市町が解消」の次に「削減」を加え、「過年度の赤字によるもの」を「『累積赤字補填のため』又は「公債費、借入金利息」で、過年度の赤字によるもの』」に改める。
20	第2	4	(3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「激変緩和期間」を「激変緩和措置期間」に改める。
21	第2	5	(1)		<ul style="list-style-type: none"> ・5段落目の「交付金」を「交付額」に改める。 ・6段落目の「賦課・徴収することとなります。」を「賦課・徴収することとなります。」に改める。
22	第2				<ul style="list-style-type: none"> ・「改革後の国保財政の仕組み(イメージ)」の図に「本県は、医療費水準を反映しない。」を加える
23	第3	1	(1)	ア	<ul style="list-style-type: none"> ・「県内市町の国保の保険料・税別市町数(平成28年度)」の表中、表頭(市町の数と被保険者の数)を修正する。
24	第3	1	(1)	ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・「県内市町の国保の賦課状況における市町の標準割合(平成27年度 一般医療分)」のデータに誤りがあったため、差し替える。
25	第3	1	(1)	エ	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成33年」を「昭和33年」に、「(昭和25年政令第245号。以下「施行令等」という。)」を「(昭和25年政令第245号。)(以下「施行令等」という。)」に改める。
26	第3	1	(3)	ア	<ul style="list-style-type: none"> ・1段落目の「納付金等算定システム」を「納付金等算定標準システム」に改める。 ・2段落目の「県内どこでも」を削る。 ・「県内市町の国保に関する二次医療圏別の医療水準の格差」の表題中「二次医療圏」を「二次保健医療圏」に改める。
27	第3	2	(1)		<ul style="list-style-type: none"> ・4段落目の「保険者を市町としているため」を「保険者は市町となっているため」に改め、「市町間格差があります」の次に「が、これを踏まえて市町ごとに収支均衡を図っています」を加える。 ・6段落目の「圏域」を「二次保健医療圏」に改める。
28	第3	2	(2)		<ul style="list-style-type: none"> ・2段落目の「納付金基礎額」を「納付金算定基礎額」に改める。 ・表「統一保険料率に係る標準保険料率と納付金の関係」中「納付金基礎額」を「納付金算定基礎額」に、「※当面、激変緩和措置期間内は、公費扱いとしない。」を「*激変緩和措置期間内は、公費扱いとしない。」に改める。
29	第3	3	(3)		<ul style="list-style-type: none"> ・表「事業費納付金の算定対象に含む費用」中「※ただし、激変緩和措置期間内は適用しない」を「*ただし、激変緩和措置期間内は適用しない」に改め、改行を削る。

No.	区分				意見・見直し
30	第3	3	(8)	ア	<ul style="list-style-type: none"> ・見出しを次のように改める。 「事業費納付金の[うちの保険料収納必要総額]の算定対象とする経費」 ・出産育児一時金の事業費納付金の算定対象とする比率を「2/3」から「1/3」に改める。
31	第3	3	(8)	イ	<ul style="list-style-type: none"> ・見出しを「事業費納付金の[うちの保険料収納必要総額]の算定対象としない経費」に改める。 ・1段落目の「一般会計繰入金で対応する」を「一般会計繰入金等で対応する」に改める。 ・「一部負担金の減免」の次に「なお、保険料(税)の減免及び一部負担金の減免については、各市町の減免基準の統一ができれば、保険料収納必要総額の算定対象とすることは可能です。」を加える。
32	第3	3	(8)	ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・国が公費の扱いを決定したため、太枠囲(調整中)を削除する。 ・1段落目の「納付金基礎額[うちの保険料収納必要総額]」を「納付金算定基礎額」に改める。 ・2段落目の「ただし、…」を一文字上げ、「当面、」を削る。
33	第3	3			<ul style="list-style-type: none"> ・(2)から(8)まで2号ずつ繰り下げ、(1)を(3)とし、(1)及び(2)として次のとおり加える。 「(1)医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の算定 事業費納付金の算定を行うに当たって、医療分、後期高齢者支援分及び介護納付金分を考慮する要素が異なるため、それぞれ個別に事業費納付金総額と市町毎の事業費納付金額を算定することとし、最終的に合算します。 同様に、市町村標準保険料率についても、医療分、後期高齢者支援分及び介護納付金分をそれぞれ個別に算定します。 (2)退職被保険者及び被扶養者に係る事業費納付金 医療分及び後期高齢者支援分について、退職被保険者及び被扶養者に係る事業費納付金については、市町毎の保険料率に基づいて算定されることとなるため、一旦、退職被保険者及び被扶養者を除いた一般被保険者分のみで事業費納付金を行い、市町村標準保険料率を算定した後に、これを基礎として、退職被保険者及び被扶養者に係る事業費納付金を市町毎に算定して合算し、事業費納付金に含めます。」
34	第3	3			<ul style="list-style-type: none"> ・「医療費適正化のインセンティブのための財源確保(イメージ)」の図を追加する。
35	第3	4	(2)		<ul style="list-style-type: none"> ・「70:30とします」を「70:30とします。」に改める。
36	第3	4	(4)		<ul style="list-style-type: none"> ・1段落目の「(うちの保険料収納必要総額)」を「[うちの保険料収納必要総額]」に改める。
37	第3	5			<ul style="list-style-type: none"> ・見出しの次に、本文として「納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、各市町が本来集めるべき一人当たりの保険料額が、急激な負担増とならないよう、毎年度、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合算して、平成28(2016)年度からの丈比べ※を行い、公費等の財源を活用した調整について、次のとおり行います。また、激変緩和措置の実施期間は、特例基金の設置期間となる同じ6年間(平成30(2018)年度から35(2023)年度)とします。※丈比べとは、「各市町が本来集めるべき一人当たりの保険料額」(=市町毎の一人当たり保険料収納必要総額)について、市町毎に平成28(2016)年度(A)を基点として、算定年度(B)と年度間比較することをいいます。」を加える。
38	第3	5	(1)		<ul style="list-style-type: none"> ・見出しを次のように改める。 「丈比べによる公費を用いた調整」 ・本文を次のように改める。 「各市町が本来集めるべき一人当たりの保険料額が、急激な負担増とならないよう、平成28(2016)年度保険料決算額を基点とし、毎年度、県で定めた一定割合(自然増等+α)を超えて増加すると見込まれる場合に公費を用いて、全市町が一定割合以下となるよう、市町間の伸び率を調整します。その方法は、まず、国の普通調整交付金(暫定措置額)として交付される全額を投入して増額を抑制し、なお、一定割合を超える場合は、県繰入金(1号分)も活用して、個別に当該市町に保険給付費等交付金として交付し、納付金の支払いに充当することで、当該市町の納付金総額を減額することにより、激変緩和を行います。また、一旦激変が生じなくなった後、再度、激変緩和措置を再開することもあります。激変緩和として交付することで不足する県繰入金(1号分)の財源補填については、その交付額を県全体の保険料収納必要額に加算して、各市町に按分し、各市町は事業費納付金として県に納付することで、県全体の県繰入金総額が変更とならないよう調整します。なお、公費扱いとしている過年度(滞納繰越分)の保険料(税)収納見込額については、現年度の収納率向上に努め、計画的に削減を行う猶予期間として、激変緩和措置期間中は公費扱いとせず、各市町の留保財源とします。この場合、県が示す市町村標準保険料率については、各市町に留保する過年度(滞納繰越分)の保険料収納見込額を、配分した保険料収納必要額に充当したものとみなして算定します。」 ・「激変緩和措置の考え方(丈比べする一人当たりの保険料額の算定イメージ)」の図を加える。

No.	区分				意見・見直し
39	第3	5	(2)		<ul style="list-style-type: none"> ・見出しを次のように改める。 「激変緩和用特例基金による調整」 ・本文を次のように改める。 「予め激変緩和用として国から交付される補助金を積み立てる特例基金の活用については、県繰入金(1号分)の増大により、激変緩和の対象とならない市町に大きな影響が出ないように、激変緩和を目的とした県繰入金(1号分)の繰入額を上限として、特例基金を県国保特別会計に繰り入れ、補填することで調整します。また、独自に決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用し、激変緩和措置として個別に減算することも可能となります。」
40	第3	5	(3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「調整方法」の前に「本県独自の」を加える。 ・「市町間の負担水準の調整(対象範囲)」の図を加える。
41	第3	5	(4)		<ul style="list-style-type: none"> ・見出しの(4)を(5)とし、(3)の次に「(4)激変緩和措置期間中の財政安定化基金の貸付」を加える。 「県に設置する財政安定化基金は、市町に保険料(税)の収納不足が見込まれる(市町の政策によるものを除き、保険料(税)を県から示す市町村標準保険料率によって賦課した)場合、貸付を受ける対象となります。このため、激変緩和期間中は、市町の政策により、基金等の自己財源を活用しながら、県から示す市町村標準保険料率と現行の保険料率との差を引下げ調整することも可能としていることから、この間、保険料率の引下げ調整を実行している市町については、県から財政安定化基金の貸付を受けることはできない取扱いとします。」
42	第3	5	(5)		<ul style="list-style-type: none"> ・「公費による」を「公費を用いた」に改める。
43	第4	1	(2)		「県内市町の国保の納付方法別保険料(税)収納状況(現年度分)(平成27年度)」の表頭から「順位」を削る。
44	第4	2	(1)		・「の過去3か年平均を加味したもの」を「を加味したものの過去3か年平均」に改め、図を差し替える。
45	第4	2	(2)		<ul style="list-style-type: none"> ・7段落目を次のように改める。 「その他、県は、県内市町の収納率平準化に向け市町に対する定期的・計画的な指導・助言の実施に向けて取組を進めるとともに、市町においても更なる収納対策を実施します。」
46	第5	1	(1)		・表「県内市町の国保のレセプト点検の状況」の表題を「県内市町の国保のレセプト点検の状況(被保険者1人当たり)」に改める。
47	第5	2	(2)		・1段落目の「システム」を「レセプト二次点検システムや介護保険審査支払システム」に改める。
48	第5	3	(1)		・「実施時期は各市町の実態を踏まえる必要はあるものの、」の次に「現行の取組と連合会委託との比較検討を行った上で、」を加える。
49	第6	1	(4)		・「保険指導」を「保健指導」に改め、「平成27年度で」を削る。
50	第6	2	(1)		・「必要があります。」の次に「そのため、データヘルス計画に基づき、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を実施します。」を加える。
51	第6	2	(2)		<ul style="list-style-type: none"> ・本文を次のように改める。 「これまでも市町単位での広報のみならず連合会においても共同実施事業として市町から受託をして一部実施してきていますが、一層の受診・利用促進を図るため、県、市町及び連合会は、広報誌やホームページ等を通じて健康診査の重要性の周知及び受診の啓発とともに、市町受診率の格差について実施方法などから分析・調査を行います。市町は、その結果を特定健診等実施計画に反映させ、効果的・効率的に事業を実施します。」
52	第6	2	(4)		<ul style="list-style-type: none"> ・本文を次のように改める。 「県と市町は、関係機関と連携し、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及啓発に努めます。後発医薬品差額通知の実施に当たっては、平成30(2018)年度から通知回数や基準を統一して市町から連合会へ委託しますが、後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成についても既存データの活用など、効果的・効率的に実施します。」
53	第7	1	(2)	ウ ほか	・「既に連合会による共同実施」を「既に連合会により共同実施に改める(その他本文複数有)。
54	第7	2			<ul style="list-style-type: none"> ・国で検討している状況には変わらないが、県としてはその方向で対応することとし、本文をそのままとして、太枠囲(調整中)を削除する。 ・1段落目の「国保保険給付費等交付金(以下「保険給付費等交付金」という。)」を「保険給付費等交付金」に改める。
55	第8	1	(1)		<ul style="list-style-type: none"> ・3段落目の「国民健康保険データベースシステム(KDB)」を「国保データベース(KDB)システム」に改める。 ・表中「平成25年度(2013)年度」を「平成25(2013)年度」に改める。

No.	区分				意見・見直し
56	第8	1	(2)		・2段落目の「市町村老人福祉計画・介護保険事業計画」の「村」を削る。
57	別紙				・「4 保健事業」の表の「特定健診データの活用に関する研修」の部の項「方針」の欄について、〔 〕書きを()書きに改め、「する」を削る。